介護サービスの選択にあたって

- 介護保険は、利用者が事業者を選択して介護サービスを利用する仕組みです。どのようなサービスを、どの事業者から受けるか迷ったら、まず、お住まいの区市町村の窓口や地域包括支援センターに相談しましょう。
- 既に介護支援専門員（ケアマネジャー）が決まっている場合は、介護支援専門員に相談しながら、サービスを選択していきましょう。
- 介護サービスについては、自分に合った、より良い事業者を選択できるよう、以下のような情報提供の仕組みが設けられています。

介護サービス情報の公表制度

インターネットを通じて、事業所が提供するサービスの内容や運営状況などの情報を、いつでも誰でも簡単に調べることができます。

公表されている情報を比較検討して、
より適切な事業所を選択できます

A 事業所

B 事業所

事業所が公表している情報と実際のサービスが比較できるので、利用しているサービスの妥当性を確認できます。

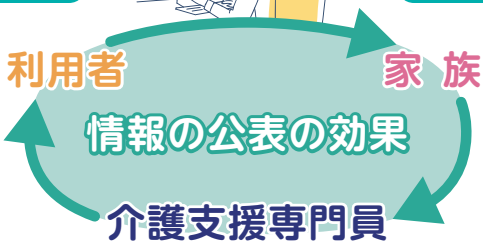

離れて暮らす親の世帯の介護サービスの事業所選びにも利用できます。

介護支援専門員（ケアマネジャー）と情報を共有し、サービス利用の相談がしやすくなります。

福祉サービス第三者評価制度

評価を行うのに必要な資格や経験を有し、養成講習を修了して名簿に搭載された「評価者」が、利用者の意向や満足度を把握する利用者調査と福祉サービスの内容や質、組織を運営する力等の評価を行い、その結果を公表しています。

第三者評価を受審した事業所の評価結果を見た都民の９割以上が、「事業所選びに役に立った」と回答しています。

介護サービス情報の公表制度と福祉サービス第三者評価制度は、「とうきょう福祉ナビゲーション」http://www.fukunavi.or.jp からご覧いただけます。